

台風第 19 号 関連情報

県が被災された方へ県営住宅等を提供します

(受付期間：10/23 (水)～25 (金))



ターゲット 13.1

令和元年 10 月 20 日

郡山市建設交通部

住宅政策課

TEL：924-2631

【10/20 PM2:40 送信】

10/18 付けで福島県土木部建築住宅課が、台風 19 号により住宅を被災した方を対象に、県営住宅への提供について情報発信をしていますので、あらためてお知らせいたします。

詳細につきましては、福島県庁ウェブサイトをご確認ください。

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41065a/taifu19-kennejyuutakuteikyoku1.html>

〔参考〕県庁プレスリリースより概要抜粋（県中の方部）



この QR コードから
アクセスできます。

1. 対象となる方

台風 19 号により住宅が被災（全壊、大規模半壊、半壊、床上浸水）し継続的な居住が困難となった方 ※収入基準要件、同居親族要件は問いません。

2. 募集方法

- (1) 受付期間 10月23日(水)～25日(金) 9時～19時
- (2) 受付窓口 県中建設事務所 行政課 (TEL.024-935-1427/住所：麓山一丁目 1-1)
※市民のみなさんには「合同庁舎」という名前で親しまれている建物です
- (3) 申込方法 窓口に必要な書類を添えてお申し込みください。申込書類などは以下の URL からご覧ください。また、上記受付窓口でも応募用書類を配布します。
- (4) その他 り災証明が未交付の場合は、被災状況の申告により申し込み可能です。
応募数が提供可能戸数を超えた場合は、抽選により提供する方を決定します。
高齢者世帯や障がい者世帯等へは優先的な提供に配慮します。

【提出書類等ホームページ URL】

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41065a/taifu19-kennejyuutakuteikyoku1.html>

3. 提供期間

3ヶ月（被災した住宅の修繕、復旧状況により延長あり）

4. 使用料

無償（電気、ガス、水道代、共益費、給湯器等のリース料は自己負担）

5. その他

一時的な避難をされた方のうち公営住宅法等の入居資格者要件に該当する方で、さらに継続して入居を希望する方については、災害による特定入居として正式入居へ移行することも可能です。